

第 4 回
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会
会 議 録

平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

第4回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

議事日程

第4回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会
(平成15年10月20日 14時00分 開会)

日程第1 開会

日程第2 協議事項

協議第8号 住民の意向把握について

協議第9号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画の変更について

日程第3 報告事項

報告第5号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

報告第6号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会専門部会規程

日程第4 閉会

会 議 録

第4回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

- 1 開催年月日 平成15年10月20日
- 2 招集の場所 幕別町百年記念ホール 講堂
- 3 開会 10月20日 14時00分宣告
- 4 応集委員 全委員
- 5 出席委員 (18名)
幕別町 岡田和夫 西尾治 本保証喜 瀧瀬太郎 多田順一 若原輝男
更別村 安村豊治 江本信吉 渡辺春雄 本多芳宏 林中建夫 鈴木英治
忠類村 遠藤清一 邊見敏夫 杉坂達男 齊藤順教 帰山孝夫 村上富二
- 6 幹事
更別村 田中博幸 上田幸彦
忠類村 川島広美 水谷幸雄
- 7 事務局
局長 金子隆司 次長 阿部義昭 総務広報班長 飯田晴義
計画調整班長 原田雅則 班員 三好光幸 細澤正典 森範康 和田智旭
- 8 提出案件
協議第8号 住民の意向把握について
協議第9号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画の変更について
報告第5号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程の一部を改正する
規程
報告第6号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会専門部会規程

議事の経過

(平成15年10月20日 14:00 開会)

[開会]

議長 本日は何かとお忙しい中、御出席をいただきまして、大変御苦労様でございます。

今日は委員の皆さん全員の御出席をいただきました。

ただ今から、第4回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を開催いたします。

[協議第8号 住民の意向把握について]

議長 ただちに協議事項に入らせていただきます。

協議第8号「住民の意向把握について」を議題とさせていただきます。

事務局より、説明をいたします。

局長。

局長 協議第8号「住民の意向把握について」、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本任意合併協議会における協議結果を要約しました『これからの「まち」づくり』、いわゆるダイジェスト版ではありますが、これを3町村の全世帯に配布をいたしまして、去る10月3日から8日まで、3町村で延べ11回にわたりまして、住民説明会を開催し、住民の意向把握に努めたところであります。

住民説明会におきましては、100件ほどの質問、意見・要望が出されたところでありますが、これらの中には、単なる質問や重複しているものが多数ありましたことから、これらを(1)合併の是非、(2)合併協議の枠組み、(3)法定合併協議会の運営等、(4)法定合併協議会における協議事項、この四つの項目に分類し、集約させていただいたところであります。

まず、(1)の合併の是非に関しましては、単独でという声もありましたが、ほとんどが合併を肯定する意見でありました。

次に、(2)の合併協議の枠組みに関しましては、1ページから2ページにまたがりませんが、十勝1市という意見や3町村の枠組みを疑問視する意見もありましたが、3町村の枠組みを肯定する意見が大勢を占めたところであります。

(3)の法定合併協議会の運営等及び(4)の法定合併協議会における協議事項につきましては、いずれも法定合併協議会への移行を前提とした意見・要望であります。また、(3)の法定合併協議会の運営等に関しましては、協議会の委員構成や協議会に臨む町村内の意見集約体制の構築に対する要望が数多く出されたところであります。

また、(4)の法定合併協議会における協議事項に関しましては、地域の意見を行政に反映するための仕組みづくりに対する意見・要望が出されたところであります。

3ページの方になりますけれども、今回の住民説明会の参加者につきましては、全体で239人と、任意合併協議会設置時の説明会を若干下回る参加者となりましたが、これは、説明会に足を運ばなくても、本協議会におけるダイジェスト版や協議会だより、ホームページによる周知のほか、3町村の広報紙、マスコミ報道などにより、一定程度、住民理解が進んだ結果とも受け取られますが、今、少し時間をかけまして、なお一層、関係団体等の意見交換を含めた住民の理解、浸透を図りながら、住民意向の把握に努めるべきものと考えられるところであります。

以上でございます。

議長 今、事務局から説明がありましたけれども、質疑等ございましたら、お伺いしたいと思います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは質疑がありませんので、協議第8号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議ありませんので、協議第8号は、原案のとおり決定をされました。

[協議第9号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画の変更について]

議長 次に、協議案第9号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画の変更について」を議題といたします。

事務局より、説明をします。

局長。

局長 協議第9号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画の変更について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

協議第8号で承認をいただきましたように、今、少し時間をかけて住民の意向把握に努めていくこととなりましたので、当初の事業計画を変更するものであります。

なお、計画変更をいたします部分は、表の中の網のかかっている部分でありますので、あらかじめご承知おきいただきたいと存じます。

まず、1番上段にあります、協議会関係ですが、本日の第4回協議会では、住民の意向把握、事業計画の変更について御決定をいただき、当初第4回協議会で予定しておりました協議案件につきましては、11月中旬から下旬に予定をいたしております、第5回協議会において協議をしていただくこととしたところであります。

第5回協議会につきましては、10月上旬に開催いたしました住民説明会や、今後のさらなる意向把握を踏まえて検討報告書を作成するとともに、法定合併協議会の設置が是と判断される場合には、国・道の財政支援の検証や法定合併協議会の設置に向けた協議をしていただくことを予定いたしております。

表の中段にあります、幹事会におきましては、協議会の開催日程に合わせまして、随時開催することといたしております。

次に、事務局欄ですが、引き続き協議会日より、3町村の広報紙及びホームページによる広報活動、住民の意向把握に努めてまいりますとともに、事務事業一元化に向けた検討を行うことといたしております。

最後に、1番下の専門部会・分科会の欄であります、のちほど報告第6号で、専門部会規程の御承認をいただく予定となっておりますが、専門部会・分科会を設置し、事務事業の現況把握、課題の洗い出しなど、事務事業一元化の検討を行うことといたしております。

なお、事業計画の変更に伴います、予算措置につきましては、委託料、臨時職員等に関わる不用額と予備費の流充用をもって対応させていただきたく、考えているところであります。

以上でございます。

議長 協議第9号について事務局から説明がありましたけれども、この件につきまして御質疑いただきたいと思えます。

御質疑、ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、協議第9号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、協議第9号は、原案のとおり決定させていただきます。

[報告第5号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程]

議長 次に、報告事項に入らせていただきます。

報告第5号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程」を議題といたします。

事務局より、説明いたします。

局長。

局長 報告第5号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本議件につきましては、10月1日付けで更別村におきまして、機構改革並びに人事異動が行われたことに伴う、規程の一部改正であります。本規程は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約第9条第2項の規定に基づきまして、会長が定めることとなっておりますことから、改正の上、御報告させていただくものであります。

6ページをお開きください。

改正内容につきましては、別表、更別村の項、職名の欄に「総務課長」を「総務課参事」に、「企画振興課長」を「産業建設課参事」に改めるものであります。

なお、施行月日につきましては、10月11日に開催されました第4回幹事会において了承されたことから、同日付けをもって施行することとしたものであります。

以上です。

議長 報告第5号につきまして、今、事務局より説明をいたしました。この件に関しまして御質疑等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第5号につきましては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、報告第5号は、原案のとおり承認されました。

[報告第6号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会専門部会規程]

議長 次に、報告第6号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会専門部会規程」を議題といたします。

事務局より、説明いたします。

局長。

局長 報告第6号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会専門部会規程」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

本規程につきましては、合併協定項目や調整が必要となります。事務事業につきまして、現況の把握や3町村の制度の違い、課題の洗い出し等を専門的に協議または調整するために、幹事会の下部組織として設置いたします。専門部会等の運営に関し、規定したものであります。

専門部会等における協議・調整につきましては、10月末までに任意協議会での協議を終え、法定協議会に移行した段階で行う予定としておりましたが、本任意協議会における協議期間が延長されましたことから、合併特例法の適用期限までの残余期間を考慮し、11月1日から専門部会等を立ち上げ、より専門的な協議・調整を行おうとするものであります。

以下、条文に従いまして、御説明申し上げます。

第1条につきましては、本規程の趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、専門部会の所掌事務といたしまして、「幹事会の協議・調整事項に係る専門的な協議・調整のほか、協議会規約に規定する合併に関する基本的事項や調査研究に係る専門的な協議・調整を行うこと」と定めたものであります。

第3条につきましては、専門部会とその下部組織であります。分科会の組織について定めたものであります。9ページの別表にありますように、12の専門部会と28の分科会を設置するものであります。

第4条、第5条につきましては、役員の設置及び職務について定めたものであります。

第6条につきましては、会議の運営について定めたものであります。

8ページの方になりますが、第7条につきましては、専門部会等における協議経過及び結果に関

わる報告義務について定めたものであります。

第8条につきましては、専門部会等の庶務を部会長等が所属する町村で行う旨、定めたものであります。

第9条につきましては、3町村の職員以外の者が関係者として専門部会等に出席した場合の費用弁償の支給について定めたものであります。

第10条につきましては、この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項について、幹事長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成15年11月1日から施行するものであります。

なお、協議・調整を必要とする事務事業の数は、現在のところ、1,200項目程度になるものと考えているところであります。

任意合併協議会段階におきましては、これら事務事業の現況把握や3町村の制度の違い、課題の洗い出し等を行うことといたしておりますが、法定合併協議会に移行した際には、これを重要度によりまして、協議会で決定するものをA、幹事会で決定するものをB、専門部会で決定するものをCというように、3つのランクに分けまして、1件ずつ調整方針を決定していく予定としているところであります。

ちなみに、協議会で決定をいただきます、Aランクにつきましては、先進事例からみまして、300件から400件程度と予測されるところであります。

以上でございます。

議長 報告第6号「専門部会の設置規程」について、事務局から説明がありました。

これらに関しまして御質疑等、ございませんでしょうか。

法定協議会の中で決定するのが300項目ぐらいあるというものですから、何か具体的な事例として、どのようなものがあるのかということは今、言えないかどうか事務局に聞いてみたのですけれども、ちょっと資料が無いようですけれども。

委員 今の説明だと、法定協に入る前に300項目ぐらい任意協で調整をするということなんですけれども、その調整された報告は法定協に入る前に1度、審議が何かされるお考えなのか、それはどうなのか。報告も無いんですか。

議長 次長。

次長 お答え申し上げます。

任意合併協議会段階で、こういう専門部会等を設置して分科会等で協議を、協議と言いますか、調整を始めるといことですのでけれども、まだこの段階では調整方針までは、いかない程度の時間的なことを考えているところでございます。

詳しくは課題の洗い出し等の作業で、かなり一つひとつの項目にも各分科会、専門部会等で時間をかけての方向性が出てくるのに時間が要するというふうに考えておりますので、今の段階では、まだそこまでいかなないというふうに考えております。

議長 今、言われましたように、それぞれの専門部会、分科会での審議の経過については、分科会のものが専門部会に報告し、専門部会が幹事会、もしくはものによっては、この協議会に報告していくというかたちになっていくと思います。

それから千何百あるものが、それぞれの部会、分科会で協議されますけれども、それを全部が協議会ということではなくて、幹事会で終わるもの、あるいは、この協議会にご報告をさせていただいて、了承いただくもの、それぞれこれから出てくるのだらうというふうに思います。

ほか、何かございませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、質疑がありませんので、報告第6号「専門部会の規程」については、原案のとおり決定することで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 御異議がありませんので、報告第6号は、原案のとおり承認されました。

[その他]

議長 本日の提案議案は以上でありますけれども、この際であります、何か皆さん方の方から、御意見、御質疑等いただければというふうに思いますが、ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 特に無いようですけれども、これで閉めさせていただいて、よろしいでしょうか。

(よろしいの声あり)

[閉会]

議長 それでは本日の日程、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、第4回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を閉会させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

14:21 閉会